

会

議

午前10時 0分開会

議長（増田 清君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成21年11月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 会期の決定

議長（増田 清君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より20日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

#### 会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、1番 沢登英信君と14番 森 温繁君の両名を指名いたします。

#### 諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

10月9日、第122回静岡県東部地区市議会議長会が裾野市の主催により御殿場市で開催され、私と副議長が出席をいたしました。この議長会では、伊豆市提出の「伊豆縦貫自動車道の建設促進並びに有料区間の無料化について」及び裾野市提出の「企業立地促進に伴う開発

許可に関する都市計画法の改正について」の2件の議案を審議し、可決いたしました。この提出議案2件につきましては、10月29日開催の静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決定をいたしました。

次に、10月29日に第137回静岡県市議会議長会定期総会が菊川市の主催により掛川市で開催され、私と副議長が出席をいたしました。この総会では、会務報告の後、平成20年度会計決算認定及び平成21年度会計補正予算をそれぞれ承認し、可決し、さきの東部地区市議会議長会で可決いたしました議案を含む4件の議案を審議の上、可決し、今後の取り扱いにつきましては、会長市であります富士市に一任することにいたしました。

次に、11月9日、静岡県地方議会議長連絡協議会の平成21年度第2回政策研修会が静岡市で開催され、私が出席いたしました。この研修会では、静岡県知事の川勝平太氏による「富国有徳の理想郷ふじのくに」及び株式会社浜松市民映画館代表取締役の榎本雅之氏による「映画館と町おこし」と題した講演がありました。

次に、昨日、全国温泉所在都市議会議長協議会の第75回役員会が東京で開催され、私が出席いたしました。

この役員会では、会務報告と実行行動について審議し、役員会終了後、温泉所在都市に関する税財政措置等に対する要望書を、衆・参両議員会館にて関係議員に提出し、要望いたしました。

次に、常任委員会の行政視察について申し上げます。

10月27日から28日にかけて産業厚生委員会が福島県南会津郡南会津町の「こども農村漁村プロジェクト（教育旅行）」について及び「頑張る地方応援プログラム（南会津やまなみ博覧会）」についてを視察されました。

11月12日から13日にかけて総務文教委員会が京都府久世郡久御山町の「幼保一体化」について、「教育に関する事務の点検及び評価報告書」について及び「土曜塾」についてを視察されました。

次に、姉妹都市訪問について申し上げます。

11月9日から10日までの2日間、副議長を団長として、議席番号が5番から11番までの議員7名が群馬県沼田市を訪問し、行政事情を視察するとともに、両市の交流を深めてまいりました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

10月14日、山形県長井市議会の議員6名が「住民・企業との協同による環境保全活動につ

いて」を、10月19日、秋田県男鹿市議会の議員8名が「下田市の目指す 海洋の郷事業 について」を、10月20日、広島県三原市議会の議員6名が「美しいまちづくりプロジェクト（ゴミの収集分別・ゴミの減量化等）について」を、11月10日、福島県東白川地方町村議会議長会の矢祭町ほか3町村の議長4名が、「議員定数について、観光を主とするまちづくりに対する議会のかかわりについて及び環境問題に関する議会のかかわりについて」を、11月11日、岡山県笠岡市議会の議員の4名が「道の駅 開国下田みなとについて」を視察されました。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書1件でございます。

静岡県保険医協会の代表者、間間 元氏より送られてきました「保険でよい歯科医療の実現を求める」意見書採択に関する陳情であります。その写しを議席配付してありますので、ご覧ください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

事務局長補佐（須田信輔君）朗読いたします。

下総庶第174号。平成21年11月19日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成21年11月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成21年11月19日招集の平成21年11月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度下田市一般会計補正予算（第5号））。

報第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号））。

議第61号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議第62号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について。

議第63号 下田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議第64号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議第65号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議第66号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第6号）。

議第67号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

議第68号 平成21年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

議第69号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

議第70号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

議第71号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

下総庶第175号。平成21年11月19日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成21年11月、下田市議会臨時会説明員について。

平成21年11月19日招集の平成21年11月下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 野田光男、企画財政課長 糸賀秀穂、総務課長 鈴木貞雄、市民課長 原 鋪夫、建設課長 井出秀成、上下水道課長 滝内久生、観光交流課長 山田吉利、産業振興課長 増田徳二、健康増進課長 藤井恵司。

以上でございます。

議長（増田 清君） 以上で諸般の報告を終わります。

報第12号及び報第13号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、報第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度下田市一般会計補正予算（第5号））、報第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号））、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） おはようございます。

それでは、報第12号及び報第13号につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、報第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度下田市一般会計補正予算（第5号））でございます。

議案件名簿の1ページをご覧いただきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございまして、専決処分をいたしました補正予算は、平成21年10月8日専決の専第6号平成21年度下田市一般会計補正予算(第5号)でございます。

予算専決処分の理由でございますが、平成21年10月7日から8日にかけての台風18号による災害復旧に伴う関連経費に係る予算措置のためでございます。

それでは、別紙ということで、ピンク色の表紙でございますが、補正予算書の1ページをお開き願います。

なお、災害状況資料につきましては、補正予算の概要の末尾9ページに災害復旧経費集計表を添付させていただき、また、本日、時系列によります被害状況等や雨量データ、災害箇所図その他の資料を議席配付をさせていただきましたので、ご参照願います。

それでは、補正予算書の1ページでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,407万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億5,555万5,000円としたものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、2ページ、3ページに記載のとおりですが、後ほど補正予算の概要によりましてご説明申し上げます。

第2条地方債の補正でございますが、第1項地方債の追加は、第2表地方債補正1追加による、また第2項の地方債の変更は、第2表地方債補正2変更によるということで、お手数ですが補正予算書の4ページをお開き願います。

第2表地方債補正の1追加は2件ございまして、1件目の起債目的、公共水産施設災害復旧事業は、白浜板戸漁港及び須崎漁港の災害復旧工事に係るもので、補助対象事業費1,060万円に対しまして国庫負担率66.7%の707万円を控除した残額の350万円を限度額とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

2件目は、起債目的、単独道路橋梁施設・河川災害復旧事業に対して借り入れるものでございまして、限度額は850万円、内訳は、準用河川多々戸川災害復旧に150万円、市道須崎恵比須島循環線の災害復旧に700万円を借り入れる内容となっております。

第2表地方債補正の2変更は1件ございまして、起債目的の公共道路橋梁施設・河川災害復旧事業は、今回の災害によりまして市道大浦鍋田通線と鶴島大浦線の災害復旧に伴う変

更でございます。補正前の限度額は550万円、補正後の限度額は1,110万円でございます。560万円の増額となるものでございます。

内訳は、災害復旧国庫補助対象事業費1,697万円から、国庫負担率66.7%の1,131万8,000円を控除した560万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

なお、地方債補正の追加及び変更によりまして、平成21年度末における起債現在高の見込みは86億2,385万9,000円となるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページに戻っていただきまして、第1条第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、補正予算の概要によりまして主要内容をご説明申し上げますので、お手数ですが補正予算の概要の2ページ、3ページをお開き願います。

初めに、歳入の補正でございますが、企画財政課関係の18款2項1目財政調整基金繰入金は、通常分1,800万円の追加で、補正財源調整のために繰り入れるものでございます。

21款1項7目災害復旧費の1節現年発生補助災害復旧事業債は910万円の追加でございます。これは、先ほど地方債の補正でご説明申し上げましたとおり、10月8日の台風18号による公共水産施設災害復旧事業及び公共道路橋梁施設・河川災害復旧事業のための地方債で、内訳は補正内容等に記載のとおり、公共水産施設災害復旧事業で350万円、公共道路橋梁施設・河川災害復旧事業で560万円となっております。

同2節の現年発生単独災害復旧事業債は850万円の追加で、準用河川多々戸川に係る単独河川災害復旧事業で150万円、市道須崎恵比須島循環線の災害復旧事業で700万円を限度に地方債を発行するものでございます。

続きまして、市民課関係の20款5項4目雑入の保険金受入金は8万9,000円の追加で、これは、台風18号による下田市消防団第3分団第3部詰所のシャッター破損に対する保険金受入金でございます。

続きまして、産業振興課関係で、14款1項3目災害復旧費国庫負担金の水産施設災害復旧費負担金は707万円の追加で、これは白浜板戸地区漁港及び須崎漁港施設災害復旧に係る国庫負担金でございます。国庫補助対象経費1,060万円、国庫負担率66.7%で707万円を受け入れるものでございます。

続きまして、建設課関係では、14款1項3目災害復旧費国庫負担金の土木施設災害復旧費負担金は1,131万8,000円の追加で、これは市道大浦鍋田線及び鶴島大浦線災害復旧に係る国

庫負担金でございまして、補助対象経費1,697万円に対し、負担率66.7%の1,131万8,000円を受け入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、5ページをめくっていただき、企画財政課関係の12款1項1目の一般会計予備費は87万8,000円の減額で、歳入歳出補正財源調整額でございます。

続きまして、総務課関係で、2款1項5目財産管理費は14万2,000円の追加で、これは0210事業、財産管理事務において下田海中水族館から赤根島へ至る下田市管理の通路が大波を受け、砂利等が堆積したことから、その除去等のための経費でございます。

続きまして、市民課関係では、3款5項3目災害対策費は1841事業の災害対策事業において12万6,000円の追加で、これは5ページの補正内容等に記載のとおり、台風18号に関する情報収集、現地調査、避難対応などに従事した職員の時間外勤務手当9万9,000円と自主避難した住民が使用した毛布のクリーニング代2万7,000円でございます。

10款5項1目単独その他公共・公用施設災害復旧費の7602事業、単独消防施設災害復旧事業は17万9,000円の追加で、これは歳入の保険金受入金で説明申し上げましたように、下田市消防団第3分団第3部詰所のシャッター破損修繕料でございます。

続きまして、産業振興課関係は、5款4項4目漁業集落排水処理施設費の3880事業、田牛地区排水処理施設管理事業は57万円の追加で、田牛地区排水処理施設のフェンス、手すり等の修繕料に対する集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

10款1項4目公共水産施設災害復旧費の7152事業、公共水産施設災害復旧事業は1,150万円の追加でございまして、5ページの補正内容等に記載のとおり、時間外勤務手当10万5,000円、インクジェットカートリッジや用紙代、図面青焼き代など印刷消耗品等需用費が49万5,000円、白浜漁港及び須崎漁港の災害復旧工事に伴う平面、縦横断測量業務委託に90万円、また公共水産施設災害復旧工事の1,000万円は、白浜板戸漁港のコンクリート擁壁工事費及び須崎漁港のコンクリート堤等の工事費でございます。

同5目単独林用施設災害復旧費の7209事業、単独林用施設災害復旧事業の4万5,000円の追加は、林道北湯ヶ野線並びにヒノキ沢線の倒木処理等に係る経費でございます。

同7目単独水産施設災害復旧費の7233事業、単独水産施設災害復旧事業は522万円の追加で、内訳は吉佐美漁港の土砂、流木、コンクリート殻の除去等修繕料一式で36万円、船揚場復旧、消波ブロック据え直し工で332万円、白浜板戸漁港の胸壁工並びにコンクリート舗装工で64万円、田牛漁港の消波ブロック撤去、防波堤復旧、看板復旧工で90万円の、合わせて

工事費で486万円、修繕料と工事費の合計で522万円となるものでございます。

続きまして、観光交流課関係ですが、10款5項1目単独その他公共・公用施設災害復旧費の7593事業、単独観光施設災害復旧事業は98万2,000円の追加でございまして、補正内容等に記載の修繕料86万2,000円は、和歌の浦遊歩道に設置してある御影石のベンチと転落防止柵の修繕、さらに板戸プールフェンス及び鍋田公衆トイレの修繕で、また観光施設補修用資材の12万円は、はまぼうロードウッドデッキの修繕料でございます。

続きまして、建設課関係では、7款1項1目土木総務費の4500事業、土木総務事務は70万1,000円の減額でございまして、これは、次に説明する10款2項2目公共道路橋梁施設災害復旧事業支弁人件費への振りかえによるものでございます。

10款2項2目公共道路橋梁施設災害復旧費の7356事業、公共道路橋梁施設災害復旧事業は1,801万7,000円の追加で、補正内容等に記載のとおり、支弁人件費への振りかえによる給料54万4,000円、時間外手当を含む職員手当等が29万3,000円、共済費10万4,000円、普通旅費8,000円、消耗品費等需用費が31万8,000円、災害復旧の地形測量並びに縦横断測量が65万円、複写機使用料10万円、市道大浦鍋田線及び鶴島大浦線の舗装工やブロック積工等の災害復旧公費で1,600万円となっております。

同3目単独河川災害復旧費の7408事業、単独河川災害復旧事業は420万5,000円の追加で、内訳は準用河川鍋田川など8河川の修繕料190万5,000円、普通河川間戸浜川の擁壁工や多々戸川の浚渫工事で230万円となっております。

同4目単独道路橋梁施設災害復旧費の7460事業、単独道路橋梁施設災害復旧事業は1,467万円の追加で、これは市道吉佐美田牛線など、市道8路線10カ所の災害復旧修繕料で177万円、市道須崎恵比須島循環線など、市道5路線の災害復旧工事で1,290万円となっております。

以上、大変雑駁でございましたが、専第6号 平成21年度下田市一般会計補正予算(第5号)に係る報第12号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、報第13号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお開き願います。

地方自治法第189条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございまして、専決処分をいたしました補正予算は、平成21年10月8日専決の専第7号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計補正



予算（第2号）でございます。

補正専決処分の理由でございますが、平成21年10月7日から8日にかけての台風18号による災害復旧に伴う関連経費に係る予算措置のためでございます。

それでは、補正予算書の21ページをお開き願います。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,712万4,000円としたものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということ、補正予算書の22ページ、23ページに記載のとおりでございますが、主な内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げますので、お手数ですが、補正予算の概要の6ページ、7ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございますが、3款1項1目一般会計繰入金は57万円の追加で、台風18号により被災した田牛漁業集落排水処理施設の災害復旧修繕のため、修繕料相当額を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、6ページ、7ページの下段に記載のとおり、1款1項1目漁業集落排水処理施設管理費、9000事業、田牛地区排水処理施設管理事業で57万円の追加でございます。これは台風18号により被災した田牛漁業集落排水処理施設の場内瓦礫等の清掃、フェンス・金網柵・手摺り等の修繕費用一式でございます。

大変簡略でございましたが、専第7号 平成21年度下田市集排水事業特別会計補正予算（第2号）に係る、報第13号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、報第12号及び報第13号に関する説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 報第12号及び報第13号について当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております2件について、一括質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 直接この専決処分のことではないんですが、9月議会におきましてまことに不思議な補正予算が組まれまして、この際、私の考えが違っているのでは困るので、

一応確認のためにご質問をしますが、補正予算、予算というものは基本的には予定される歳入歳出でありまして、未来に対して組まれるものでありまして、既に過ぎ去った過去に対して予算が組まれるということはありません。行政は、通常、予算のついていないものについて行うことはあり得ないわけですね。どうしても緊急、やむを得ない場合は、専決処分で行うわけでありまして。

9月の補正で、4月にさかのぼって12カ月分の補正予算を組むなどということが、実質的にあり得るかどうか。予算の考え方からいけば、あり得ないわけですね。既に過ぎ去ったところのものを予算が組まれていないのにやっているわけがない。やるとすれば、専決でやらなければならないですよ。したがって、4月からの分は専決で使いましたならいいわけです。

だから、当初予算が300万ありまして。半期で200万使ってしまったので、後期に100万円予算が足りないから補正予算で、後期分として、つまり将来に対して不足分を組むと、これが普通の予算なんですよ。もう過ぎ去った分を予算を組むなんていうことは、私の知る限りあり得ないわけですね。既に過ぎ去ったところであれば、もう使ってしまったのであれば、専決で使いましたよということをしなければならない。

だから、私、今言ったように専決予算、補正予算、この考え方からいけば、4月にさかのぼった補正予算を組むなんていうことは理論的にはあり得ないと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 今、伊藤議員のご質問でございますけれども、過去に遡及しての補正予算というのは基本的にはあり得ないと。やむを得ない場合においては専決処分という手法によって対応すべきであると。そのとおりでございます。

9月補正でおかしなことがあったというようなご発言でございますけれども、私、推測するには、環境対策課の補正予算の問題ではないかというふうに考えておりますけれども、これにつきましては、現在、監査請求が出されてありまして、この内容についてちょっと言及のほうは差し控えさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解願います。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2件については、委員会に付託することを省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、報第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度下田市一般会計補正予算（第5号））を討論に付します。

反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度下田市一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号））を討論に付します。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度下田市集落配水事業特別会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議第61号～議第65号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第61号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第62号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、議第63号 下田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第64号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第65号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） それでは、議第61号から議第65号まで一括してご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の3ページをお開き願います。

まず、議第61号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

初めに、提案理由でございますが、厳しい市内経済の状況及び市の財政状況等を考慮し、議員の期末手当の支給率の見直しを図るものでございます。

改正の内容でございますが、条例改正関係等説明資料2ページ、3ページをお開き願います。

左のページが改正前、右のページが改正後の条文で、アンダーラインの部分が改正部分でございます。

今回の改正内容でございますが、施行日が複雑でございますので、2条立てとさせていただきました。第1条関係は平成21年12月1日から施行するものであり、第2条関係は平成22年4月1日施行となるものでございます。

最初に、第1条関係についてご説明をさせていただきます。

第4条第2項は期末手当に関する規定でございます。12月期に支給する期末手当の支給率の現行の「100分の170」から「100分の20」を減じまして「100分の150」に改めるものでございます。

第2条関係は平成22年4月1日から施行するものでございまして、第1条で改正したところの年間に支給率は100分の310で変わりはありませんが、6月期と12月期の支給率を改め

るもので、6月期の支給率を「100分の160」から「100分の145」に、また第1条で改正したところの12月期の支給率を「100分の150」から「100分の165」に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、第1条の規定は、平成21年12月1日から施行するもので、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

引き続き、議第62号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の5ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、議第61号と同様、厳しい市内経済の状況及び市の財政状況等を考慮し、期末手当の支給率の見直しを図るものでございます。

改正の内容でございますが、条例改正関係等説明資料6ページ、7ページをお開き願います。

左のページが改正前、右のページが改正後の条文で、アンダーラインの部分が改正部分でございます。

今回の改正内容でございますが、施行日が複雑でございますので、議第61号と同じように2条立てとさせていただきます。第1条関係は平成21年12月1日から施行するものであり、第2条関係は平成22年4月1日施行となるものでございます。

最初に、第1条関係についてご説明をさせていただきます。

第2条第2項は期末手当に関する規定でございます。12月期に支給する期末手当の支給率を現行の「100分の230」から「100分の25」を減じまして「100分の205」に改めるものでございます。

第2条関係は平成22年4月1日から施行するものでございまして、第1条で改正したところの年間の支給率100分の415で変わりはありませんが、6月期と12月期の支給率を改めるもので、6月期の支給率を「100分の210」から「100分の195」に、また第1条で改正したところの12月期の支給率を「100分の205」から「100分の220」に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、第1条の規定は、平成21年12月1日から施行するもので、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第63号 下田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の7ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、議第61号・議第62号と同様、厳しい市内経済の状況及

び市の財政状況等を考慮し、期末手当の支給率の見直しを図るものでございます。

改正の内容でございますが、条例改正関係等説明資料 8 ページ、9 ページをお開き願います。

左のページが改正前、右のページが改正後の条文で、アンダーラインの部分が改正部分でございます。

今回の改正内容でございますが、議第62号と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、議第64号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の 9 ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、平成21年度の人事院勧告に基づき、下田市職員の給料表の額の一部改定及び期末手当・勤勉手当の支給率の見直しを図るものでございます。

ご承知のとおり、人事院は、本年 8 月11日に国会及び内閣に対し、平成21年度人事院勧告を、また静岡県人事委員会は、10月 6 日に県議会及び知事に対し、平成21年職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事院勧告は、公務労働者における労働基本権制約の代償措置の根幹をなすものとし、公務員給与が民間給与水準から乖離しないように、労使関係の安定、効率的な行政運営を維持する上で必要なものであるという理由により、昭和23年から制度化されているものでございます。

平成21年度人事院勧告の骨子でございますが、本年は、公務員と民間企業の比較におきまして、公務員の月例給、特別給のいずれも民間給与を上回っており、そのため月例給におきましては公民較差0.22%、金額にして863円を是正するため、若年層を除きすべての俸給月額について平均0.2%の引き下げを行うとともに、本年 4 月から改定の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、平成21年12月期の期末手当の額で所要の調整を行うもので、あわせて、自宅に係る住居手当の廃止並びに超過勤務手当の支給割合の引き上げ及び代替休の新設とともに、期末・勤勉手当について、昨年の 8 月から本年 7 月までの 1 年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.35月分引き下げて4.15月分とするというものでございます。

なお、支給月数の引き下げ分について、平成22年度以降においては、本年の公務の 6 月期の支給状況及び民間の特別給の支給状況を参考に 6 月期及び12月期における期末手当・勤勉

手当の支給月数を定めることとしております。

期末手当・勤勉手当については、本年5月1日、人事院は本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置として人事院勧告を行いました。

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の内容でございますが、夏季一時金を支給することが既に決定している企業で、昨年の夏季一時金と比べ大きく減少することがうかがわれるということから、民間の夏季一時金と公務における期末手当及び勤勉手当に大きな乖離があることは適当ではなく、可能な限り民間の状況を公務に反映することが望ましいこと、また12月期の期末手当及び勤勉手当で1年分を精算しようとする、大きな減額となる可能性があることを考えると、6月に支給すべき期末手当及び勤勉手当の支給月数について、給与条例に規定する支給月数をそのまま支給することは適当ではなく、何らかの調整的な措置を講ずることが適当であるということから、暫定的な措置として、支給月数の一部を凍結するというものでございまして、特例措置による凍結分の月数につきましては、0.2カ月分を凍結するというもので、支給月数の凍結分については、期末手当分をマイナスの0.15月分凍結いたしまして、1.4カ月を1.25カ月に、勤勉手当をマイナス0.05月分凍結いたしまして、0.75月を0.7月にするもので、合わせて2.15月分を1.95月分とするものでございました。

このようなことから、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢のもと、5月13日に職員組合との間で事務折衝、また5月20日に団体交渉を行った結果、本年度の期末・勤勉手当の削減月数による影響額については、給与の独自削減を実施している中、独自削減率の緩和に充てることはやむを得ないということで、8月実施の本勧告の様子を見て、5月の勧告分も含め対応するというので、組合とは合意に至っていたところでありまして、今回5月の特例措置により凍結しなかった分の月数0.2カ月分を含め、12月期の支給の期末・勤勉手当で対応するものでございます。

本市といたしましては、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢のもと、これまで長い間培われてきました労使慣行を尊重、堅持し、また情勢適応の原則にも配慮した上で、人事院勧告を準拠し、職員給与の一部改正を行わせていただくものでございます。

給与改定の概要でございますが、条例改正関係等説明資料10ページをご覧くださいと思います。

上段に記載してあります給料表関係でございますが、若年層を除きすべての俸給月額について引き下げ改定を行うものでございますが、本年4月から改定の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するための調整につきましては、給与の独自削減を実施中であるこ

とを踏まえ、見送ることとさせていただきました。

給料表につきましては、説明資料の11ページから20ページをご覧ください、1級57号給から97号給までを200円から500円、2級25号給から125号給までを200円から600円、3級の給料表全体を400円から700円、4級の給料表全体と5級の給料表全体を500円から900円、6級の給料表全体を1,000円から1,200円の幅で引き下げるものでございます。

なお、1級から3級の平均の改定率はマイナスの0.17%、4級及び5級が平均マイナス0.18%、6級が平均マイナス0.27%の改定率となるものでございまして、国の改定率と均衡しているものでございます。

次に、期末・勤勉手当でございますが、説明資料10ページの中段をご覧くださいと思います。

今回は、5月の臨時人勧の特例措置により凍結しなかった分の月数0.2カ月分を含め、12月期支給の期末・勤勉手当で対応するものでございまして、期末手当については、本年12月期支給分について、現行の1.6月分を0.25月分引き下げて1.35月分とし、勤勉手当については、現行の0.75月分を0.1カ月分引き下げて0.65月分とし、年間の期末・勤勉手当支給月数を4.5月分から4.15月分に改めるものでございます。

さらに、平成22年度以降の期末・勤勉手当につきましては、6月期及び12月期における期末・勤勉手当の支給月数を定めるため、一部改正条例の第2条におきまして所要の改正を行うものでございます。

なお、給与改定に当たりましては、当局の方針に基づき、職員組合と数回にわたり折衝を重ね、協議・交渉をさせていただきました結果、先般、11月6日でございますが、合意・妥結に至りましたので、今回、条例改正をご提案させていただくものでございます。

また、期末・勤勉手当の支給割合の改定経過と今回の改定案につきましては、10ページ下段の表をご覧くださいと存じます。

それでは、条例改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料の11ページから24ページにかけてご説明を申し上げます。

お手数ですが、まず条例改正関係等説明資料の11ページ、12ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます、これ以後のページも同様でございます。

今回の条例改正の組み立て方につきましては、期末・勤勉手当の配分調整がございまして、条例の施行日が異なる関係上、2段ロケット方式という改正方式により、2条立てとさせて



いただいております。

まず、期末・勤勉手当に関する改正でございますが、下田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというものでございまして、期末・勤勉手当に関する改正でございますが、期末手当において、第18条第2項中、「100分の160」を「100分の135」に改め、勤勉手当においては、第19条第2項中、「100分の75」を「100分の65」に改めるものでございまして、現行条例におきましては、12月期に支給する期末・勤勉手当の総額は、基準日であります12月1日現在において、職員が受けるべき給料の月額、すなわち期末・勤勉手当基礎額に扶養手当の月額を加算した額に、期末手当においては100分の160を乗じて得た額を支給し、勤勉手当においては100分の75を乗じた額を超えてはならないとして上限を定めておりますが、この率を改めるものでございます。

これによりまして、年間の期末・勤勉手当の支給率は100分の450が100分の425となるものでございます。

次に、別表「給料表」の改正でございますが、条例改正関係等説明資料の11ページから20ページにかけまして、別表、給料表の改正前、改正後を記載しておりますが、別表を12ページ、14ページ、16ページ、18ページ、20ページのように改めるものでございまして、冒頭ご説明を申し上げましたように、改定は若年層を除きすべての俸給月額について引き下げ改定を行うものでございまして、職務の級1級から3級の平均改定率はマイナス0.17%、4級及び5級がマイナス0.18%、6級が平均マイナス0.27%の改定率となるものでございまして、全体としては平均マイナス0.19%の改定率となっております。

続きまして、一部改正条例の第2条関係でございますが、条例改正関係等説明資料の21ページ、22ページをお開き願います。

第2条関係は、平成22年度以降の期末・勤勉手当の額に係る改正でございますが、今回、期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ引き下げることにし、本年度については12月期分にまとめて改定したところでございますが、平成22年度以降の期末・勤勉手当につきましては、本年の公務の6月期の支給状況及び民間の特別給の支給状況を参考に、6月期及び12月期における支給月数を定めるための支給調整を図るため、一部改正条例の第2条におきまして所要の改正を行うものでございます。

内容は、期末手当において、第18条第12項中、「100分の140」を「100分の125」に、第1条で改正したところの「100分の135」を「100分の150」に改め、勤勉手当においては、第1条で改正したところの19条第2項中、「100分の65」を「100分の70」に改めるものでござい

ます。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則でございますが、附則第1項は、この条例の施行期日を定めておりまして、この条例中、第1条の規定は、平成21年12月1日から、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行するというものでございます。附則第2項は、下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

条例関係改正等説明資料の23ページ、24ページをお開き願います。

改正の内容は、給与構造改革の俸給水準引き下げに伴う経過措置額の算定基準となる額について、引き下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員を対象に、100分の99.82を乗じて得た額に引き下げるものでございます。

なお、住居手当については、給与の独自削減を実施中であること、また静岡県人事委員会の調査結果等を踏まえた中で、今回は見送ることとし、超過勤務手当の支給割合の引き上げ及び代替休の新設につきましては、労働基準法の関係規定を原則として適用させることとする法改正を待って、今後提案をしていきたいと考えております。

次に、議第65号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の14ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、職員の給与の減額措置を解消するためでございます。

ご承知のとおり、下田市特別職等の給与の特例に関する条例につきましては、本市の厳しい財政事情を考慮し、早期財政健全化を図るための一つの手法といたしまして、市長、副市長、教育長のほか、一般職の職員の給与を一定の割合で減額することについて平成18年3月市議会定例会において議決をいただき、以後、職員の基本給につきましては、毎年3月の市議会定例会におきまして、翌年度の独自削減率を変更する内容で条例の一部改正議決をいただき、また市長、副市長及び教育長につきましては、昨年6月市議会定例会におきまして、平成20年7月5日から平成24年7月4日までの間に支給されるべき給料の額を引き続き10分の1減じて支給することの議決をいただき、現在に至っているものでございます。

今回の一部改正条例の内容でございますが、本市の厳しい財政事情を職員にご理解いただき、平成18年度から平成20年度までの3カ年度にわたる給与の独自削減によって、削減しなかった場合と比較しますと、約3億7,000万円に上る効果額となっております。

平成21年度の予算編成におきましても、人件費の圧縮による財源の確保の成否が重要な要因を占めるという共通認識の上に立ちまして、職員各位のご理解をいただき、平成18年度、

19年度、20年度に引き続き4年目となる21年度におきましても給与の独自削減にご理解とご協力を得て、合意に至った経過がございます。

そういった中、議第64号でもご説明をさせていただきましたが、本年5月1日に人事院は本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置としての人事院勧告、8月11日は国会及び内閣に対し、平成21年度人事院勧告を、また静岡県人事委員会は10月6日に県議会及び知事に対し、平成21年度職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

期末・勤勉手当につきましては、人事院及び静岡県人事委員会ともに昨年の8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.35月分引き下げ、4.15月分とするというものでございます。

このような中、議第64号でも説明をさせていただきましたが、本年度の期末手当及び勤勉手当の削減月数による影響額については、給与の独自削減を実施している中、独自削減率の緩和に充てるということで組合と合意に至っていることから、今回下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部改正を行わせていただくものでございます。

それでは、条例改正関係等説明資料によりましてご説明を申し上げますので、説明資料の25ページ、26ページをお開き願います。

25ページは改正前、26ページが改正後でございます。アンダーラインの引いてあるところが改正箇所でございます。

平成21年度におきましては、地方分権改革による業務量の増大や職員削減による職員1人当たりの業務密度の高まりに伴う負担増の問題、また本市職員のラスパイレス指数は依然として低レベルに位置していること、さらに、景気後退面において、生活環境を取り巻く厳しい情勢などを考慮し、一部削減率を緩和する内容で見直しを行ったもので、特例の内容でございますが、25ページの第4条第1項の表をご覧くださいますと、平成21年度におきましては、職務の号給が1級1号から1級40号にある者と2級1号から2級4号にある者、おおむね23歳までの職員16人が該当しております。これらの職員は100分の4を減じ、その下の欄に記載した号給にある者、これらに該当する職員は、おおむね24歳から33歳までの職員60名でございますが、これらの職員は100分の5を減じ、その下の欄に記載した号給にある者、これらの職員はおおむね34歳以上の者181人が該当しておりますが、これらの職員は100分の6を減じているところでございます。

第4条第2項は、管理職手当に関する規定でございます。給料の削減率に伴い管理職手当の率も連動し、削減率は100分の6となっているものでございます。

今回の改正に係る条例第4条は、一般職の職員の給与の額の特例を規定しているものでございまして、第4条第1項中において、給与の減額の期間として現行条例上は、「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」の間と定めているところであり、また第4条第2項は、管理職手当に関する規定でございまして、給料の削減率に伴い管理職手当の率も連動しているものでありますが、制定附則を附則第1項とし、次の1項を加え附則第2項とし、第4条の規定にかかわらず、平成21年12月1日から平成22年3月31日までの間に支給されるべき給料の額及び管理職手当の額については、同条の規定は適用しないとするものでございます。

職員給与の減額措置を12月から解消することにより、約3,200万円の影響額となりますが、独自削減を11月まで実施したことによりまして、一般職員の給与ベースで、削減しない場合と比較し年間およそ5,000万円の削減効果が生まれ、平成18年度から平成21年度までの4年間の効果額は、約4億2,000万円となるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、この条例は平成21年12月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第61号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第65号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田 清君） 議第61号から議第65号までについて当局の説明は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時 6分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第61号から議第65号までについて、当局の説明は終わっております。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第61号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第61号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第62号 下田市特別職の常勤職員支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第62号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第63号 下田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第63号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第64号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

1 番。

1 番（沢登英信君） 人事院の勧告も5月1日に出され、8月11日に出されるという非常な変則的な勧告であると、このようにまず言わなければならないと思うわけです。したがって、その実施に当たっても、やはり慎重に検討する必要があるんじゃないかと思うわけです。

そういう点で、住宅手当及び時間外の勧告についての実施をしないと、こういう結論を出したようでありますが、住宅手当のほうは廃止はしないと、それから引き上げのほう恐らく見送るということで提案がありましたけれども、そこら辺の組合との交渉経過はどうなっているのかと、そして当局の見解はどうかと。

時間外や等々をきっちり規制をしていくという観点からすれば、実施を見送るという点については、やはり疑問が出てくるんじゃないかというぐあいに思うわけです。一般の働く人たちを含めた法改正を待つということのようであり、基準法の改正を待つということのようではありますが、具体的にそこら辺の日程的も含めてどういう目安を立てているのかと。

それから、予算にかかわることかと思いますが、削減の率だけではなかなか理解がしにく

い面が出てこようかと思えます。期末・勤勉それぞれの手当と月額給与等々でどのような金額で削減金額になっているのかと、それと、先ほどの説明にもありましたが、市の独自削減との関連というのは数字的にどのようなになっているのかと。この点について一般職、ちょっとさかのぼりますが、それぞれの特別職を含めました計数といいですか、予算額を明らかにしていただけるとわかりやすくなりますので、お願いをしたいと思います。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） まず、住宅手当の関係でございます。

先ほども説明をさせていただきましたが、現在、自宅に係る住居手当について月額3,000円という形で支給をしてございますけれども、今回、人事院勧告に基づいて期末・勤勉手当0.35月・給料表平均0.2%の削減の中において、住宅手当については、今、独自カットをしている状況であるので、組合のほうとしても住宅手当については今回は残してほしいということで、それを組合の要求どおりに、今回は廃止についてはしなかったということでございます。

それから、時間外と言いましたけれども、超過勤務手当の関係ということでよろしいでしょうか。

この件につきましては、先ほど労働基準法の法改正を待つという形で私のほうから説明をさせていただきましたが、現実に国のほうの法律がまだ通っておりません。そのような中で、県においても今回、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げ、それから代替休の関係でございましたけれども、国から制度に係る法律ができ上がった後、来年の2月、3月にやるよというような形で、これは県内ほとんどの市町でもそのような形になろうかと思えます。

それから、削減の影響額ということでございますけれども、どういう形で答弁したらいいかちょっと頭の中でめぐっていますけれども、まずこの人事院勧告がなかったと仮定した場合の当初予算案による給料カットによる削減影響額というのが、約8,280万ありました。今回、給料カットを解消することによって、8,280万円が約5,000万、ここで3,260万程度の影響額が出てきます。

それから、当初予算から実際には6%、5%、4%削減した金額と、今回12月以降の給与で12月、1月、2月、3月の4カ月分、これを補てんいたしますけれども、それは期末・勤勉手当を0.35月分実施した上で12月以降の給与を補てんした場合、予算的には、当初の削減後の予算額と比べて約300万程度の範囲内、300万程度余るといふか、の予算内でなるという

ことです。ちょっと説明があれなんですけれども、当初の予算額よりも300万程度少ない予算で、12月以降を補てんしても、それで済むというような額になっております。

影響額というもののとらえ方が、どこかの影響というのがいろいろあるものですから、あれなんですけれども、今回のあくまでも0.35月分の人勤による影響額というのは、約3,200万程度かなと、そのように考えております。

議長（増田 清君） 総務課長、特別職を含む金額ということの質問がありますけれども、  
総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 大変失礼しました。

まず、議員さんのほうからいきますと、今回の関係で、議長においては8万500円、副議長においては7万2,450円、議員さんにおいては6万6,700円、それから特別職の市長においては17万3,600円、副市長においては15万4,800円、教育長においては14万1,000円の影響額となっております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 住宅手当の自分の家を持っている月額3,000円、これについては金額的には幾らになるかわかれば、後ほどでも結構ですが、資料をいただきたいと。今、ご答弁いただきました12月、1月、2月、3月、合わせて300万ということになるのか、それぞれ月々300万、1,200万の減になるという、こういう意味合いなのか、ちょっととり方がはっきりしませんでしたので。手当の当初予算に比べます月額の給与だけで3,280万の減と、こういうぐあいに理解していいのか、期末・勤勉も含めて3,280万の減額であると、こういう答弁であったのか、ちょっと判断に苦しみましたので、再度ご説明をいただきたいと。

それから、後ほどで結構ですが、それらのものを資料として文書で提出していただけますと、理解がしやすくなると思いますので、要望をしたいと思います、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） まず、住居手当の関係でございます。

今年の8月時点での住居手当の状況でございますけれども、職員総数が257人、このうちの住居手当の受給者が114名、全体の44.36%。それから、住居手当受給者114人のうち自宅に係る住居手当は80名おります。全体の約31%が自宅に係る住居手当をもらっているということございまして、3,000円で影響額、もし1年間とした場合、288万円。住居手当は1年間で288万円という形になります。

それから、先ほどの326万円のこれは、全体で6%、5%、4%の当初予算があったわけです。今回、0.35月分の期末・勤勉手当を人勸を実施しましたよね。人勸を実施したと同時に、12月、1月、2月、3月の独自削減をやめることによって、年間で当初の6%、5%、4%の削減後の予算額に比べて全体で326万、そういうことになります。予算内でおさまるということで、そういう面でいえば326万3,000円マイナス。6%、5%、4%の総予算額から新たに326万3,000円が減ったということです。

議長（増田 清君） いいですか、1番。

1番（沢登英信君） はい。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第64号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第65号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第65号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議第66号から議第71号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第66号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第67号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第68号 平成21年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第69号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第70号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第71号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上、6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、議第66号から議第71号までの各補正予算につきまして一括してご説明申し上げますので、お手元に浅黄色の表紙の補正予算書と補正予算の概



要、それから水色の表紙の水道事業会計の補正予算書をご用意いたします。

このたびの補正予算は、先ほど総務課長よりご説明がりましたが、一般会計におきましては、議第61号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正から議第65号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部改正議案までの、各条例の一部改正に伴う市議会議員の期末手当及び常勤特別職と教育長の期末手当等の改定、そして一般職の職員の給料及び期末・勤勉手当の改定による補正並びに住宅リフォーム振興助成金の追加計上、新型インフルエンザワクチン接種費用の負担軽減措置、庁内LAN用サーバ機器の購入費用、それから本年8月5日付で専決補正させていただきました7月17日の集中豪雨による災害復旧関連事業の増額変更のための補正でございます。

また、国民健康保険、介護保険、後期高齢者保険、下水道事業の各特別会計及び水道事業会計に係る補正予算は、職員の給与に関する条例等の一部改正議案に伴う職員給与及び期末・勤勉手当の改定に係る補正予算でございます。

それでは、まず議第66号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,814万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億7,369万8,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、2ページから4ページまでの第1表に記載のとおりでございますが、その主な内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書の41ページをお開き願います。

議第67号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正の第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,156万6,000円とするものでございます。

なお、第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、42ページ、43ページの第1表に記載されているとおりでございますが、その主な内容につきましては、補正予算

の概要により、後ほどご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書の57ページをお開き願います。

議第68号 平成21年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正の第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,835万6,000円とするものでございます。

なお、第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるということで、58ページ、59ページ記載の第1表のとおりでございますが、その主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして、後ほどご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書の73ページをお開き願います。

議第69号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正の第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,297万8,000円とするものでございます。

なお、第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、74ページ、75ページの第1表に記載されているとおりでございますが、その主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして、後ほどご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書の89ページをお開き願います。

議第70号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、第1条に規定する歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正によるということで、90ページの第1表に記載されているとおりでございますが、その主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして、後ほどご説明申し上げます。

続きまして、水道事業会計でございますが、お手数ですが、水色の補正予算書をご用意願います。

表紙をめくっていただきまして、1ページに記載のとおり、議第71号 平成21年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、今議会に上程の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う水道企業職員の給与等の改定に係る所要額といたしまして、第5条に規定するとおり、職員給与費1億532万円から30万5,000円減額し、1億501万5,000円に改める

という内容の補正予算でございます。

それでは、各会計の補正内容につきまして、補正予算の概要によりご説明申し上げますので、お手元に浅黄色の補正予算の概要をご用意いたします。

今回の補正予算は、冒頭ご説明申し上げましたように、職員給与等の改定に伴う人件費以外の内容も含まれておりますので、初めに人件費以外の内容につきましてご説明申し上げ、その後一括して人件費関係をご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。

お手数ですが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きいただき、初めに一般会計でございますが、まず歳入につきまして、企画財政課関係といたしましては、14款2項7目総務費国庫補助金の地域活性化経済危機対策臨時交付金は700万円の追加でございます。

これは、緊急地域経済対策の一環として下田市住宅リフォーム事業助成金制度を新たに創設し、その財源として5月臨時会で1,000万円を補正措置させていただき、9月30日を申請期限として実施したところ、申請件数は76件、交付決定件数73件で、事業申請総額、税込み8,300万円ほどの対象となりました。対象工事は約7,200万円に上りまして、助成金交付決定額996万4,000円となりまして、ほぼ予算枠を満たしたため、受け付けを終了させていただいたところですが、引き続き助成要望があり、また経済対策としての効果が十分発揮されていると判断できることから、今回700万円を追加計上して事業を継続することとし、その財源として地域活性化経済危機対策臨時交付金の充当残700万円を充てるというものでございます。

18款2項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は300万円の追加でございまして、補正財源の補てんのために財政調整基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、健康増進課関係では、14款2項2目衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金は507万3,000円の追加で、これは新型インフルエンザワクチン接種について、所得の低い世帯の負担軽減を図るため、優先接種対象者の中で生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方を対象とした新型インフルエンザワクチン接種助成事業に対しまして、助成対象経費の2分の1を国庫補助金で受け入れるものでございます。

また、15款2項3目衛生費県補助金の保健衛生費補助金は253万6,000円の追加でございまして、これも、市民税非課税世帯に対する新型インフルエンザワクチン接種に係る費用負担軽減措置に対して、助成対象経費の4分の1を県費補助金で受け入れるものでございます。

続きまして、建設課関係でございますが、14款1項3目災害復旧費国庫負担金の土木施設災害復旧費負担金は53万4,000円の追加でございまして、これは、本年7月17日の集中豪雨

による平成21年災道路橋梁災害復旧費について、一般会計補正（第3号）により8月5日付で補正専決処分をさせていただいたところでございますが、当初事業費1,103万1,000円に80万円の増額変更が生じ、変更後の事業費1,183万1,000円、負担率66.7%で、負担金額789万1,000円となるため、現計負担金予算額735万7,000円との差額の53万4,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、一般会計歳出の説明に移らせていただきます。

補正内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げますので、引き続き浅黄色の補正予算の概要をご覧ください。

一般会計歳出補正予算は、人件費の補正以外に庁内LANネットワーク推進事業、新型インフルエンザワクチン接種助成事業、住宅リフォーム振興助成事業、7月17日集中豪雨災害復旧事業費の追加でございますので、人件費関係は後ほど一括してご説明させていただきます。

まず、人件費以外の補正内容につきましては、補正予算の概要の4ページ、5ページをお開きいただき、企画財政課関係の下から2番目の欄、2款9項1目の0920事業、ネットワーク推進事業は498万4,000円の追加でございます。これは庁内LAN用のサーバ機器が耐用年数である5年を超えているところ、1市3町の合併協議を進めていた関係上、機器の更新を先延ばししていたところでございますが、ファイルサーバに不具合が発生し、いよいよ機器の更新が避けられない状態となってきたため、今議会で補正をお願いして、早急な改善を図りたいというものでございます。

なお、セットアップやシステム構築、保守管理等のソフト的な作業につきましては、これまでどおり職員が直営で業務に当たっておりまして、その役務の負担は非常に重たいものがございますけれども、当分の間は職員直営で行っていくという方針でございます。

その下の12款1項1目の予備費は、補正財源調整のために73万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをめくっていただきまして、健康増進課の上から2番目の欄、3款7項1目国民健康保険費の1901事業、国民健康保険会計繰出金は4万4,000円の減額ですが、これは、国民健康保険事業特別会計の人件費の減額に伴い、同特別会計への繰出金を減額するものでございます。

また、上から3番目の欄、3款8項1目介護保険費の1950事業、介護保険会計繰出金の5万8,000円の減額、そして下から3番目の3款9項1目後期高齢者医療費の1965事業、後期

高齢者医療会計繰出金の2万9,000円の減額は、いずれも当該特別会計の人件費の減額に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

健康増進課関係の一番下の欄に記載の4款1項2目予防費の2022事業、伝染病予防事業は、1,042万8,000円の追加でございまして、これは歳入でご説明申し上げましたように、優先接種対象者の中で、生活保護及び市民税非課税世帯に対する新型インフルエンザワクチン接種助成事業に要する経費でございまして、補正内容等に記載のとおり、対象者認定書等の印刷製本費に3万2,000円、郵便料、3,100世帯分、24万8,000円、ワクチン接種扶助費が約3,300人分で、1,014万8,000円の助成額を見込んだものでございます。

続きまして、産業振興課の一番下の欄でございしますが、6款1項2目商工振興費の4050事業、商工業振興事業は700万円の追加でございます。これは歳入でご説明申し上げましたように、本年度の緊急経済対策の一環として、9月30日を申請期限としてまいりました新規事業の住宅リフォーム振興助成事業につきまして、緊急経済対策としての効果を発揮し、事業継続の要望もあることから、引き続き実施するものでございまして、50件相当分、700万円を見込んだものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをめくっていただき、建設課の一番下の欄でございしますが、10款2項2目公共道路橋梁施設災害復旧費の7355事業、公共道路橋梁災害復旧事業は80万円の追加で、これは、歳入でご説明申し上げましたように、7月17日の集中豪雨の災害復旧費について、一般会計補正第3号により、8月5日付で専決処分をさせていただいたところでございますが、当初事業費、市道4路線で1,103万1,000円のところで、禅福寺通線横川栗の木1号線の2路線で計80万円の変更増額が発生したため追加をお願いするものでございます。

以上が、人件費を除く補正予算の概要でございます。

引き続きまして、人件費関係の説明に移らせていただきますので、お手数ですが、まず補正予算書の34ページ、35ページの特別職に係る給与費明細書をお開き願います。

今議会に上程の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当等に係る条例の一部改正に伴う議員並びに市長、副市長、教育長の期末手当の年間支給率改定等による明細書でございしますが、一番下段の増減の欄をご覧願います。

まず、市長、副市長につきましては、期末手当の年間支給率が4.40月分から4.15月分に0.25月分引き下げとなり、期末手当の額で32万8,000円、共済費へのはね返し分で4万3,000円、計37万1,000円の減額となり、議員につきましては、期末手当の年間支給率が3.30月分

から3.10月分に0.20月分引き下げとなり、期末手当の額で95万2,000円の減額、教育長につきましては、期末手当の年間支給率が4.40月分から4.15月分に0.25月分引き下げとなり、期末手当の額で14万1,000円、共済費で2万円、計16万1,000円の減額となるものでございまして、特別職の合計では、期末手当で142万1,000円、共済費はね返し分で6万3,000円いずれも減額、合計148万4,000円の減額となるものでございます。

続きまして、補正予算の概要の20ページ、21ページをお開き願います。

まず、最上段に記載の議第66号 一般会計補正（第6号）でございまして、一般職職員の給与改定に係る概要でございまして、対象職員223人分の人件費所要額は、給与関係条例の一部改正に伴う補正額が、給料で1,669万6,000円の追加、管理職手当で21万円を追加し、一方、期末手当で1,238万3,000円の減額、勤勉手当で451万4,000円の減額となっており、職員手当の合計で1,668万7,000円の減額となり、さらに共済費はね返し分で273万2,000円の減額となりまして、一般会計における一般職の職員については、合計で272万3,000円の減額補正となるものでございます。

なお、今回の補正一般財源ベースにおける所要額不足373万1,000円の財源手当につきましては、財政調整基金から300万円を繰り入れし、さらに予備費で73万1,000円を充用して補てんするものでございます。

続きまして、2段目の議第67号 下田市国民健康保険事業特別会計予算（補正第3号）でございまして、対象職員5人分の人件費で、給与関係条例の改正に伴う改定が給料で33万5,000円の増額、一方、期末手当で25万円の減額、勤勉手当で9万円を減額し、職員手当の合計で34万円の減額、さらに共済費で3万9,000円の減額となり、合計で4万4,000円の減額補正となるものでございまして、この減額分は、一般会計からの繰入金の減額により調整させていただくものでございます。

続きまして、3段目の議第68号 下田市介護保険特別会計予算（補正第2号）でございまして、対象職員9人分の人件費で、給与関係条例の改正に伴う改定は、給料で66万5,000円を増額し、一方、期末手当で47万7,000円の減額、勤勉手当で17万3,000円を減額し、職員手当の合計で65万円の減額、さらに共済費で10万2,000円を減額となり、合計で8万7,000円の減額となるものでございます。

なお、この減額分につきましても、一般会計繰入金の減額により調整させていただくものでございます。

続きまして、4段目の議第69号 下田市後期高齢者医療特別会計予算（補正第3号）でござい

ございますが、対象職員 2 人分の人件費で、給与関係条例の改正に伴う改定は給料で11万1,000円の増額、一方、期末手当で7万9,000円の減額、また勤勉手当で2万8,000円を減額し、職員手当の合計は10万7,000円を減額、さらに共済費で3万3,000円の減額となり、合計で2万9,000円の減額となるものでございまして、この減額分も一般会計からの繰入金の減額により調整させていただくものでございます。

続きまして、下から3段目の議第70号 下田市下水道事業特別会計予算（補正第3号）でございまして、対象職員5人分の人件費で、給与関係条例の改正に伴う改定が、給料で31万7,000円の増額、一方、期末手当で24万6,000円を減額し、また勤勉手当で8万9,000円の減額となり、職員手当の合計で33万5,000円の減額、さらに共済費で5万7,000円の減額となり、合計で7万5,000円の減額となるものでございまして、この減額分は予備費の増額により調整させていただくものでございます。

続きまして、下から2段目の議第71号 下田市水道事業会計予算（補正第2号）でございまして、対象職員13人分の人件費で、給与関係条例の改正に伴う改定が、給料で93万8,000円、管理職手当で1万2,000円、いずれも増額で、一方、期末手当で72万5,000円の減額、また勤勉手当で34万円を減額し、職員手当の合計は105万3,000円の減額となり、さらに共済費で19万円を減額し、水道事業会計といたしましては、合計で30万5,000円の減額となるものでございます。

なお、補正予算の概要の18ページ、19ページをご覧いただき、水道事業会計に係る人件費の改定により生まれた財源のうち、3条予算の収益的支出のうち、水道事業費用の26万8,000円の減額分につきましては、収益的収支で当年度純利益に26万8,000円を追加し、また4条予算の資本的支出における3万7,000円の減額につきましては、補てん財源である減債積立金取崩額を3万7,000円減額することによって財源調整をするものでございます。

20ページ、21ページに戻っていただきまして、一番下の欄ですが、以上の合計で一般職の職員257人分の人件費として、給料で1,906万2,000円の追加、一方、職員手当で1,917万2,000円の減額となり、また共済費においても315万3,000円の減額となって、合計では326万3,000円の減額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第66号から議第71号までの6件の補正予算につきましの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 議第66号から議第71号までについて当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております6件について、一括質疑を許します。

7番。

7番(田坂富代君) 一般会計補正予算のほうの伝染病関係のインフルエンザの関係でお伺いいたします。

このインフルエンザワクチンの接種なんですけれども、低所得者にかかわるものだということでございますけれども、何人分なのかなということと、足りているのかなということがちょっと気になりました。また、季節型のインフルエンザに関しましても、高齢者の皆さんから、関係医療機関に行ったら、もうないということも聞いておりますので、そのあたりも含め、高齢者の方のワクチン接種の状況、それから高齢者以外の、新型の場合、ワクチン接種が下田市においてどういうふうな形で行われているのかということが、まず1点目でございます。

2点目につきまして、近隣の市町では職員の家族が発病した場合も、職員も自宅待機であるというようなことをお伺いしているんですけれども、下田市においてはどういう対応をとられているのか、これが2点目でございます。

3点目に関しまして、18日の伊豆新聞だったんですけれども、下田小学校で学校閉鎖という記事が載ってございました。中学校の音楽会も辞退などというふうに報道されているわけなんですけれども、教育委員会としてどのような対応をとられているのかお伺いします。

以上、3点でございます。

議長(増田 清君) 健康増進課長。

健康増進課長(藤井恵司君) まず、1点目の質問でございますが、低所得者の人数ということでございますけれども、今のところ、こちらの調べでは生活保護及び非課税世帯の方が365人とつかんでおります。それに対しまして予算を盛ったものでございます。

季節型のインフルエンザのワクチンといいますか、お医者さんが予約でやっている、または順番でもうやっているということで、なくなったというようなお話は聞いておりますけれども、またワクチンが新型のほうにいついて季節型が間に合わないというような変な状況になってきておまして、それもまた下田のほうに医師会を通じて回ってくると思いますので、ちょっとお待ちいただくような状態になっているかと思っております。

それから、近隣の市町でしようけれども、職員の家族がインフルエンザになった場合、登庁を控えてもらうというようなことがあるということでございます。下田市でも今どういうふうになるか政策会議等で打ち合わせをしているところで、早急にこれ答えを出すというこ



とになっておりますけれども、意見がいろいろ錯綜してしまして、家族がインフルエンザになった方が全部休まれたら、市役所の機能がちょっと難くなるんじゃないかというような意見もございまして、これは、早急に総務課等と、人事のほうとも相談しまして、インフルエンザの新型のほうですけれども、対策協議会を開いて早急に検討しろという課題になっております。

それから、学級閉鎖等の学校のことでございますけれども、学校の関係は教育長がおられますので、教育長にお願いしたいと思っております。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） すみません、予算の受け持っている立場としまして、ちょっと人数の関係を確認をさせていただきたいんですけれども、1歳児から18歳までが365名でございまして、あと65歳以上の方、それから妊婦、1歳未満の保護者、この方が約2,900人いるというふうにカウントしておりまして、合計でおよそ3,300人というふうに想定しております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、私のほうから学校におけるインフルエンザの対応等について説明をさせていただきたいと思っております。

私たち下田市は、下田市の周辺と比べまして、このところ大変急激な感染拡大ということがなくよかったな、あるいはいいなという、そういう状況でありましたけれども、一方で、伊東、熱海あるいは下田周辺のそれぞれの地区の学校で大変広がっているという中で、いつ下田にも広がってくるか、これを大変心配をしておりました。

そういう中で、今月の13日までは多少、各学校、各学級で数人という状況の中で安定した安定した数というのもちょうと表現としてはよくないわけですがけれども、急激な拡大が見られないという状況がございました。

しかしながら、今週16日の月曜日になりまして、特に下田中学校で25人、特にこれは1年生を中心に大変インフルエンザにかかった数が増えてまいりました。そして、下田小学校で27人、そして朝日小学校で5人ということで、先週13日の金曜日が21人でしたけれども、今週月曜日、下田市内で57人と、約3倍近いインフルエンザにかかった児童生徒が増えてまいりました。

そういう中で、措置としましては、下田中学校では1年生のみ、17、18、火曜日、水曜日

と学年閉鎖という、そういう措置をとりまして、自宅で休養を十分とって対応していくようにと、こういう形で措置を決めました。そして、下田小学校におきましては、27人が月曜日出まして校医さんと相談をする中で、20日まで、今週いっぱい学校を休校すると、こういう措置をとっております。

そういう中で、他の学校につきましては、本日も稲梓小学校で1人、浜崎小学校で2人、朝日小学校で3人ということで、その他の学校につきましてはインフルエンザで欠席している児童・生徒はいないと、こういう状況です。したがって、下田小・中が大変今多いという、そういう状況でございます。

私たちは、これにつきましては校医さんと事前に相談をしながら、どういう対応をしたらいいのかということと相談し、そして、また教育委員会とも連絡をとりながら、その措置については対応しております。

ただ、具体的に、じゃ何をするか、これ、従来も手洗い、それからうがい、それからマスクを着用すると、こういうこと。それから、特に小学校では検温を朝実施をすると、こういうような対応をしておりますして、発熱等の症状が出た場合には、すぐに自宅へ帰して、そして保護者のもと、すぐお医者さんで診ていただくと、こういうことを勤めております。

あと、学校におきましては、せきのエチケットというんでしょうか、つばを飛ばさないように十分注意をする、そういうようなことも働きかけをしております。

それ以上のことは、今、具体的にどうするということはこれまでもしてきておりませんで、手洗い、うがい、それから早期の症状が出た場合に、すぐ健診を受けて、そして十分休養をとると、こういう対応をしておるところでございます。

なお、先ほど議員さんのほうから、例えば教員の場合、家族でインフルエンザにかかった子供がいるとか、そういう場合に職員の勤務の対応はどうするかということも含めてのご質問だったかなと思いますけれども、県の教育委員会のほうからもその辺については、濃厚接触者と考えられる場合には、健康観察を行いながら、特に体調に不都合な状況がなければ、要するに体調が良好な場合には、マスク等を着用して通常の勤務をするようにと、一応こういう指導がございまして、私たちもこれにのっとりまして、健康であれば、マスク着用して、できるだけ児童・生徒にインフルエンザを移さない、そういう多少距離を置くようなことも含めまして対応していると、こういう状況でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） インフルエンザに関してはなかなか予防ということは大変難しいので、従来の方法が一番いいということだと思いますけれども、議場の前にもアルコールの消毒液なんかがありますけれども、学校にも配置されているのかどうか、1点お伺いします。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） 学校におきましては、基本的には学校内の手洗いのところで子供たちは、うがい、手洗いをするというのが原則になっております。

そして、子供たち、児童・生徒すべてに消毒液ということになりますと大量に必要なという、そういう状況でございますので、外部から入ってくる、持ち込まれるウイルスに対する対応と、こういうことで外来者向けに職員室の入り口、あるいは玄関に入ったところに消毒液を置く、そういうことで対応しております。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 実は、やっぱり人間の手が一番汚いということで、それはご承知かと思えますけれども、ぜひ設置をしていただきたいなと。こういう状況でございますから、そのあたりも考えていただきたいなと思えます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第66号議案は、それぞれの所管の常任委員会に付託とし、議第67号議案から議第71号議案は、総務文教委員会へ付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会をいたします。

これより委員会審査をお願いし、明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午前11時54分散会